

## 夏休みジュニアロースクール

### 「校則を考える」講義案

(8月23日 午前9時40分～11時30分 途中、10分ほど休憩)

#### [講義の目的]

中学校の生徒にとって、最も身近な「法規」とも言える校則を対話型の講義によってともに考えることによって、民主主義、自由主義、法の支配という基本的価値を学んでいく。あえて、「この校則はOK」「この校則は駄目」などという結論を導くような授業にはしない。校則によって制限される人権は何か、校則の制定根拠は何か、民主主義（生徒の自治）という観点から問題はないのか、教育的裁量というのをどう考えるか、教育的裁量があるとして、その裁量の範囲内と範囲外をどう考えるか、学校外の私生活にまで及ぶ規制について、プライバシー、親の教育権の侵害という観点からどうなるのか、などにまで考察できるようにする。

#### [講義内容]

##### (1) 校則とは

生徒手帳などには、「校則」や「生徒心得」「生徒規則」という形で、在学生に関わる定めを置いている。その中で、日常生活に関する細かな規定が置かれている場合が多い。中学校の生徒にとっては、最も身近な「法規」とも言えるものではないだろうか。この「校則」を考えることによって、法律というものを理解する契機にできないか、この授業で試みたい。

##### (2) いろんな校則を考えてみよう

(それぞれ、不合理と思うか、構わないと思うか、指名して答えさせる形で共に考える。答えがでない場合は、例えば「当該規制がプライバシーを侵害しないか、その点についてどう考えるか」などと誘導して答えさせる。以下、一般に合理性があると思われる校則から始めて、疑問がある校則までを順に紹介して議論する)

① 「廊下を走ってはいけない」という校則

(予想される答え)

- ・他の生徒の迷惑になるし、危険だから OK

② 「携帯持ち込み禁止」という校則

(予想される答え)

- ・授業中は使っていけないのは当然だし、休み時間などでも、携帯に夢中になって友達付き合いが疎遠になってしまうので、OK
- ・教室内に持ち込みはできないのはいいとしても、学校に持ってくることを禁止されると、不便。親に連絡しなければならないこともあるし、また緊急時に連絡が取れないと困る。携帯があるために、身の危険を守ることが出来ることもある。

③ 「かばんにつけるキーホルダーは一つまで」

(予想される答え)

- ・あまりたくさんキーホルダーをつけると華美になって、何をしに学校に来ているのかわからなくなるから OK
- ・キーホルダーをたくさんつけていても、誰かの迷惑になるわけではないから NG

④ 「スカート膝下」「靴下白」・・・。そもそも「制服」や「標準服」というのはどうなのか。

(予想される答え)

- ・制服にあこがれていたもので OK
- ・服装が華美になって勉強に集中できなくなるから、服の規制はあっていい。
- ・服が自由になると、貧しい家庭の子と豊かな家庭の子の格差が見える形になってしまうので、貧しい家庭の子が可哀想。だから規制はあっていい。←貧しい家庭があるのも、豊かな家庭があるのも社会の現実ではないか。それを隠す必要があるのか。

- ・登下校中でも、どこの学校の生徒かわかるようにすることは意味があること。寄り道もしにくくなる。だから OK。
- ・学校中および登下校中だけの規制なので OK
- ・どのような服をするのかは、自分自身が決めることで（自己決定権）、他人に迷惑を掛けるものではないのだから、他人から規制されるのはおかしい。
- ・服を自由にすれば、おしゃれの感覚も磨かれるので、制服は NG。

（講義の目標点）

- ・自己決定権、表現の自由の制約になりうるものであることを理解させ、その制約を正当化する対立利益は何かを考えさせる。
- ・また、私学の場合はどうか、公立の場合はどうか、と分けて考えさせることにより、私学の場合は、制約の根拠を在学契約に求めることができるが、公立の場合は、在学契約に求めることができず（義務教育の場合は、自ら選択して契約関係に入ったわけではないから）、教育的裁量にしか根拠を求めることが出来なくなることを議論する。では、教育的裁量が合理的なものなのか否か、その判断は誰がするのか、そこまで議論を進められれば GOOD。

⑤ 「髪の毛は肩まで」「男子は丸刈り」「パーマ禁止。ただし、天然パーマはストレートパーマをかけて良い」「髪の毛を染めるのは禁止。ただし地毛が茶色の場合は、黒に染めて良い」

（予想される答え）

- ・華美になることを防止するのでよい。学校は遊びに来るところではない。
- ・髪の毛を長く伸ばしたりすると不潔になりやすいので、OK。
- ・丸刈りはやり過ぎ。髪の毛がなくなって頭を打ったときに危険。だけど、パーマ禁止などは OK
- ・制服と違って、髪の毛の規制は自宅での私生活全般に及ぶもので規制は行き過ぎ。
- ・茶髪や金髪は駄目だけれども、黒に染めるのは良いということになれば、地毛が茶髪の

人を差別することになるから駄目。

- ・地毛が茶髪だと嘘のことを言って茶色に染める人が出てくるから、規制は OK

(講義の目標点)

- ・髪の毛などの身体に対する規制は、制服など学校及び登下校中だけの規制と異なって、自己決定権やプライバシーの侵害の度合いが強くなることを理解させる。
- ・パーマ禁止、茶髪禁止などは、地毛が天然パーマや茶髪の人の場合、差別になりかねない問題を孕んでいることを理解させる。
- ・個人によって価値観が異なる事柄であり、このような自己決定権に関わると思われる問題を、教育的裁量でどこまでの規制が許されるのか、議論を行う。

#### ⑥ 「カラオケ、ゲーセン、喫茶店、インターネットカフェに行くのを禁止」

(予想される答え)

- ・盛り場などに行くことは不良になったり、いろんなトラブルを起こしたりするので、禁止しても OK
- ・不良になるかどうかは、人によって異なる。盛り場に行くことが犯罪になるわけでもない。自己管理をどれだけできるかという問題であり、一律に禁止するのは不合理
- ・登下校中はともかく、私生活にまで学校が干渉するのはおかしい。親が行ってもいいと承認しているのなら、行ってもいい。

(講義の目標点)

- ・学校外の私生活に関することを、学校はどこまで制約できるのか。プライバシー権や自己決定権、親の教育権と学校の教育的裁量の衝突の場面とも言える。この衝突の場面であることを理解させる。

(3) まとめ～権利の制約は何故認められるか。

- ・罪を犯せば、刑事処分を受ける。懲役刑は、身体の自由に対する制約である。何故、自

由主義の国家でこれが認められるか。

(予想される答え)

他人の迷惑になることをやってはいけないから。

・しかし、他人の迷惑になることでも、犯罪として法律に処罰規定がなければ、処罰できないことになっている。それはどうしてだと思うか。→指名して答えさせる。

(罪刑法定主義はともかく) 一つには、選挙を通じて選ばれた国会で成立した法律を条件とすることにより、民主主義を徹底させているから。自己決定権の政治過程における現れとも言える。そして、仮に国会で作った法律であっても、大人であれば、制服や髪型の強要、盛り場で遊ぶことを禁止するような法律を作ったなら、違憲となるものと思われる。では、他人の迷惑になっていない行動でも、校則で制約が行われているのは何故か。校則の制定過程には、民意、すなわち規制を受ける側の生徒による意思が反映されていないことが殆どである。

→これを正当化するのは、子供が発達途上であり、子供の成長を守るためには、後見的な介入(パターナリズム=父権主義)が一定の範囲内で認められるから。この限度で校長の教育的裁量が認められる。しかし、この教育的裁量も無限定なものではなく、裁量の範囲を逸脱することはできない。逸脱しているか否かの判断は、微妙な問題である。また、親の教育権との衝突という問題もある。

以上です。

考え出すと非常に奥が深い問題で、一回の講義でどこまで深められるかという問題はあるのですが、生徒達に身近な問題から法と正義について考えるきっかけになるのではないかと思います。 当日の講義で、配布資料をご準備されたり、パワーポイントやホワイトボードを使用される予定がございましたら、事前にお知らせください。